

第3章 93SNA 移行に伴う個別の記録方法の変更

第1節 所得支出勘定

- 3.1 第2章第1節で述べたとおり、所得支出勘定 Income and outlay account は、第1次所得の配分勘定、所得の第2次分配勘定、現物所得の再分配勘定、所得の使用勘定の4つに細分化される。これに伴い、93SNA においては、以下の通り、財産所得の内訳や、税項目の内訳等にいくつかの新たな表章項目が追加されるとともに、取引項目の名称やその内容についても変更がなされている。

雇用者報酬 Compensation of employees

- 3.2 雇用者報酬とは、「雇用者の仕事に対する報酬として企業によって雇用者に対して支払われた現金または現物による報酬の総額」(国連93SNA)を指す。我が国の93SNA においては、旧来の「雇用者所得」から「雇用者報酬」に名称変更しつつ¹、その内容は、68SNA どおりとしている。
- 3.3 雇用者報酬は、制度部門別に分類された所得支出勘定のうち、家計の第1次所得の配分勘定(受取側)において表章される。また、主要系列表2「国民所得・国民可処分所得の分配」においても、いくつかの内訳項目とともに表章される(表3-1参照)。主要系列表2の雇用者報酬の内訳である「賃金・俸給 wages and salaries」は、現金給与(法人企業の役員、議員等に対する現金給与は除く)、役員給与、議員歳費等、現物給与、給与住宅差額家賃の5部門の合計からなる。また、同様に雇用者報酬の内訳となる「雇主の社会負担 Employer's social contributions」は、「雇主の現実社会負担 Employer's actual social contributions」及び「雇主の帰属社会負担 Employer's imputed social contributions」からなる。「雇主の現実社会負担」とは、雇主による社会保障基金(医療、年金等)及び民間金融機関である年金基金に対する負担金のことであり、内訳項目である「雇主の強制的現実社会負担 Compulsory employees' social contributions」には、組合の健康保険、児童手当制度等の社会保障基金が含まれ、「雇主の自発的現実社会負担 Voluntary employees' social contributions」には、厚生年金基金、勤労者退職金共済

¹ なお英語名は68SNA においては変更はないが、我が国93SNA への移行により原語に近い日本語を採用した。

機構等の年金基金が含まれる。また、「雇主の帰属社会負担」は、退職一時金、無基金雇用者社会負担（労働者災害補償責任保険、労災保険上積給付、財形貯蓄制度に関する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主負担分）といった社会保障基金及び年金基金に含まれない雇主の負担分のことである。

表 3 - 1 雇用者報酬の内訳項目（主要系列表 2：国民所得・国民可処分所得の分配）

「内訳項目の新旧対比表

旧体系	新体系
雇用者所得	雇用者報酬
(1) 賃金・俸給	(1) 賃金・俸給
	(2) 雇主の社会負担
	a. 雇主の現実社会負担
(2) 雇主の社会保障負担	(a) 雇主の強制的現実社会負担
	(b) 雇主の自発的現実社会負担
(3) その他の雇主負担	b. 雇主の帰属社会負担

は、新体系において、社会保障基金から年金基金に分類が変更される厚生年金基金等に係る雇主負担分。

は、新体系において新たに年金基金として分類される適格退職年金分。

- 3.4 なお、「雇主の帰属社会負担」に含まれる無基金雇用者福祉給付金については、家計の所得の第 2 次分配勘定において、雇主の属する制度部門において「無基金雇用者社会給付」が記録されることから、2 重計算を回避するため、家計の当該勘定において、家計から雇主の属する制度部門への「帰属社会負担」として同額を記録している（パラグラフ 3.23 参照）。

財産所得 Property income

- 3.5 財産所得とは、「金融資産または有形非生産資産の所有者が、他の制度単位²に資金を供給すること、あるいは有形非生産資産を他の制度単位の自由な利用に委ねることの見返りとして受け取る所得」（国連 93SNA）を指す。この財産所得は、さらに、「利子」、「法人企業からの分配所得」（うち、「配当」及び「準法人企業所

得からの引出し)、「海外直接投資の再投資収益」、「保険契約者に帰属する財産所得」及び「賃貸料 rent」に分類される。我が国の 93SNA でも、国連の勧告に従い、表章形式を変更している。

- 3.6 表章される財産所得の受払は、第 1 次所得の配分勘定において記録される。その内訳は、68SNA においては、「利子」、「配当」、「賃貸料」の 3 項目であったが、93SNA においては、表 3 - 2 のとおり詳細に分類している。

表 3 - 2 財産所得の内訳項目 (新旧対照)

旧体系	新体系
財産所得	財産所得
(1) 利子	(1) 利子
(利子)	
(保険帰属収益)	
(2) 配当	(2) 法人企業の分配所得
(株式・出資金配当等)	a. 配当
(公的準法人所得引出し)	(株式・出資金配当等)
(信託配当)	(役員賞与)
(保険契約者配当)	b. 準法人企業所得からの引出し
(役員賞与)	(公的準法人所得引出し)
(海外支店収益)	(海外支店収益)
(再投資収益)	(3) 海外直接投資に関する再投資収益
(3) 賃貸料	(4) 保険契約者に帰属する財産所得
	(5) 賃貸料

(注) 括弧内の項目は便宜上の内訳であり、表章項目ではない。

〔利子 Interest〕

- 3.7 利子とは、「債権者と債務者との間で合意された金融手段の条件の下で、未償還元本の金額を減ずることなく、ある所与の期間に債務者が債権者に対して支払う義務のある金額」(国連 93SNA)とされている。我が国の 93SNA における「利子」と従来の 68SNA「利子」との主たる相違点としては、金融派生商品に関する利子が除外されること(制度部門別の資本調達勘定及び貸借対照表において記録し

² 制度単位とは、制度部門の中にある個々の企業、家計、団体、機関を指す。

ている) 生命保険・損害保険の保険帰属収益が除外されること(財産所得上、生命保険・損害保険の保険帰属収益は、68SNA上の配当の一項目であった「保険契約者配当」と合算した上で「保険契約者に帰属する財産所得」として新たに独立表章することとした)があげられる。

- 3.8 なお、「利子」の受払いは、我が国の93SNA上、実際の受払い額が記録されるのではなく、国連の93SNA及び資金循環統計と同様に、従来どおり、発生主義により記録される³。

【法人企業の分配所得 Distributed income of corporations】

- 3.9 国連の93SNAは、「法人企業の分配所得」を、「配当」と「準法人企業⁴所得からの引出し」の2つに分類している。このうち「配当」とは、「法人企業が株主からの資金を利用した結果として、当該法人を所有する株主が受取りを主張することができる財産所得の一形態」(国連93SNA)である。我が国の93SNAにおいては、「配当」を株式・出資金配当等及び役員賞与からなるものとしている。また、「準法人企業所得からの引出し」とは、「法人企業から引き出される所得に類似する株主に対して支払われる配当」(国連93SNA)である。我が国93SNAにおいては、1)政府部門に所有され市場生産に従事し、公的法人企業と類似の方式で運営される非法人企業からの引出し(公的準法人所得引出し)と、2)外国に居住する制度部門に属する非法人企業からの引出し(海外支店収益)に分類する。具体的に、1)は、公務員宿舍の賃貸料収入、公営住宅使用料、印刷局特別会計、産業投資特別会計、自動車損害賠償責任再保険特別会計⁵等からの一般会計への繰入れ、2)は、海外支店収益のうち国内に配分された収益からなる。

【海外直接投資に関する再投資収益】

【Reinvested earnings on direct foreign investment】

- 3.10 「海外直接投資に関する再投資収益」とは、「企業の保有する純資産額に応じて海外直接投資家に配分・送金された後、その海外直接投資家によって当該企業に

³ すなわち、金融資産・負債の増減を記録するに当たっては、実際に現金が動く時点で数字を計上する(現金主義)のではなく、取引が行われたり、資産・負債の増減が生じた時点で記録を行う発生主義を採用することが時価評価をする上で望ましいとされている。

⁴ 準法人企業とは、居住者である制度単位により所有されているが、あたかも別個の法人企業であるかのように運営されている非法人企業で、その所有者との事実上の関係は、法人とその法人の株主との関係に類似しているもの。例として、会計を異にする法人企業の海外支店などが挙げられる。

⁵ 公務員宿舍の賃貸料収入(国、地方)、公営住宅使用料、印刷局特別会計はいずれも公的非金融法人とし

再投資されるかのように扱われる海外直接投資企業の留保分」(国連 93SNA)と定義される。言い換えれば、海外直接投資企業または海外支店の留保利益が、あたかも分配されたかのように帰属計算されたものを指す(同額が資本調達勘定において再投資されるものとして扱われる)。我が国においては、68SNA 上で「配当」の「再収益投資」と位置付けられていたものを、93SNA への移行に伴い、「海外直接投資に関する再投資収益」として新たに表章し直し、国際収支統計の再投資収益を記録する。

〔保険契約者に帰属する財産所得〕

〔Property income attributed to insurance policy holders〕

- 3.11 国連の 93SNA においては、新たな表章項目である「保険契約者に帰属する財産所得」を、「保険技術準備金に係る保険企業(生命保険、非生命保険、年金基金を含む)から受取ることができる投資所得のことであり、保険技術準備金は保険契約者の資産であるため、保険契約者に対する保険企業側からの支払として記録されるもの」と定義している。我が国において、この概念を 93SNA に導入するに当たり、これまでの財産所得の分類を見直し、68SNA 上「配当」に含まれていた「保険契約者配当」、「利子」に含まれていた「保険帰属収益(保険契約者の資産から生じる投資所得)」の双方をこの「保険契約者に帰属する財産所得」に含めることとした。このうち、後者の「保険帰属収益(保険契約者の資産から生じる投資所得)」は、保険企業から保険契約者に支払われるべきものではあるが実際には保険企業に留保される性格のものであることを考慮し、帰属計算により保険企業(金融機関)から家計に支払われるものとしてこの項目に記録している。その上で、この財産所得分を、追加保険料(年金基金の場合、追加負担)として保険企業に払い戻されるものとする⁶。

〔賃貸料 Rent〕

- 3.12 国連の 93SNA において、「賃貸料」は、「土地及び土壌の賃貸料の合計」と定義されているが、我が国の 93SNA においては、土地等の純賃貸料(総賃貸料マイナス税金等諸経費)に加え、各種仲介団体の著作権使用料や国際収支統計の特許権使用料を計上し、賃貸料総額を記録する。なお、国連の 93SNA における著作権・特許権使用料は、所有者によるサービスの産出(使用者によるサービス消費)とさ

て、産業投資、自動車損害賠償責任再保険特別会計は公的金融機関として分類される。

⁶ 年金基金にかかる追加保険料(追加負担)は所得の第 2 次分配勘定において、「雇用者の自発的社会負担」の一部として家計から金融機関(年金基金)に移転されるという扱いとなる。

れているが、我が国の 93SNA においては、基礎統計との整合性の観点から、財産所得の受払の一部として取り扱う⁷。

生産・輸入品に課される税 Taxes on production and imports

3.13 税に係る取引項目の名称・分類も新しい体系において変更される。まず、国連の 68SNA にある「間接税」は、93SNA において「生産・輸入品に課される税」と名称が改められている⁸。この「生産・輸入品に課される税」とは、「財貨及びサービスがその生産者によって生産、流通、販売、移転、場合によっては処分された時点で支払われるべき税並びに財貨が国境を超えて経済領域に入り込んだ時点若しくはサービスが非居住者によって居住者に流通した時点で支払可能となる輸入に課される税及び義務のこと。また、主に生産に使用される土地、建物若しくはその他の資産に課される税、又は雇用労働に課される税から構成される生産関連のその他の税、又は既支払の雇用者報酬に課される税を含む。」(国連 93SNA)と定義されている。我が国 68SNA 上の間接税の内訳項目は、「輸入関税」及び「その他」のみであったが、我が国の 93SNA への移行に伴い、従来の「間接税」=「生産・輸入品に課される税」とする関係を基本的には維持しつつ⁹、国連 93SNA 勧告どおり、表 3 - 3 のように細分化することとした。具体的には、「生産・輸入品に課される税」を大きく「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分け、前者をさらに「付加価値型税(企業によって段階的に徴収される財貨・サービスにかかる税)」、「輸入関税」及び「その他(特定種類の財貨・サービス等に課される税等)」に分割している。また後者を、生産過程に用いられる土地、固定資産等に課される税に分類する。これらは、一国経済における所得の発生勘定の支払側、また、一国経済の第 1 次所得の配分勘定及び一般政府の第 1 次所得の配分勘定の受取側にそれぞれ記録する。

所得・富等に課される経常税 Current taxes on income, wealth, etc.

3.14 68SNA における「直接税」(及びその内訳項目「所得税」「その他」)も、93SNA に

⁷ 「平成 7 年産業連関表」においても、特許権等使用料については、特許権等の所有者によるサービス生産活動とは見なしていない。

⁸ 国連 93SNA は、用語変更の理由を次のとおり説明している。「間接税は、販売される財貨・サービスの価格に上乗せすることによって、その全部又は一部を他の制度単位に転嫁することができるであろう税のことであるが、様々な種類の税の現実の帰着を決定することは、不可能ではないにしても非常に困難であるし、また経済学においても現在では『直接税』及び『間接税』という用語を使用することは好まれないようになり、新しい体系でも『間接税』『直接税』の用語を使用しないこととした。」

⁹ ただし、従来間接税に分類されていた電波利用収入、許可料、強制的手数料(うち産業支分(1/2))は、税の範疇から外れ、産業による政府サービス生産者からのサービス購入(中間消費)と見なされる。

において「所得・富等に課される経常税」(内訳項目「所得に課される税」「その他の経常税」と改められる。国連 93SNA においては、「所得・富等に課される経常税」を「毎年度定期的に支払われる、家計の所得、企業の収益、富に課される税からなる」と定義しているが、我が国においては、従来の直接税をそのままこの項目に分類している(詳細は表3-3)。なお、相続税、贈与税は、従来通り「資本移転」として扱い、資本調達勘定(実物取引)において記録される。各内訳項目に含まれる税については、所得の第2次分配勘定において、一般政府以外の各制度部門の支払側、一般政府の受取側に記録される。

表3-3 93SNA における税の分類

	所得・富等に課される経常税		生産・輸入品に課される税			
	所得に課される税	その他の経常税	生産物に課される税			生産に課されるその他の税
			付加価値型税(VAT)	輸入関税	その他	
国税(中央政府)						
所得税						
法人税						
消費税						
酒税						
たばこ税						
揮発油税						
石油税、石油ガス税						
航空機燃料税						
有価証券取引税						
自動車重量税		(1/2)				(1/2)
関税、原油等関税						
地価税						
電源開発促進税						
とん税、特別とん税						
その他(中央政府)						
印紙収入						
アルコール専売事業特別会計納付金						
日本中央競馬会納付金						
日本銀行納付金						
都道府県税(地方政府)						
道府県民税						
事業税						
地方消費税(平成9年度～)						
特別地方消費税						
不動産取得税						
道府県たばこ税						
自動車税		(1/2)				(1/2)
自動車取得税		(1/2)			(1/2)	
軽油引取税						
市町村税(地方政府)						
市町村民税						
固定資産税						
都市計画税						
特別土地保有税						
市町村たばこ税						
軽自動車税		(1/2)				(1/2)
その他(地方政府)						
地方収益事業収入						
その他						

(注1) 税務統計上の税のうち主要なもののみ抜粋。「その他」は国民経済計算体系において独自に税と捉えているもの。

(注2) 相続税、贈与税については、国民経済計算においては税ではなく、「資本移転」として扱われる。

(注3) 自動車関係諸税については、家計負担分を「所得・富等に課される経常税」、その他を「生産・輸入品に課される税」とするが、その比率が明らかではないため、2分の1ずつであると擬制している。

(注4) 都道府県民税・市町村税のうち「所得割」「法人税割」「利子割」については「所得に課される税」

都道府県民税・市町村税のうち「法人均等割」「個人均等割」については「その他の経常税」

(注5) は、税務統計上の直接税=SNA上の「所得・富等に課される経常税」、間接税=「生産・輸入品に課される税」とならないものを示す。

営業余剰・混合所得 Operating surplus or mixed income

3.15 「営業余剰」とは、「法人企業が借入れ／貸出しを行っている金融資産または有形非生産資産への支払い可能な利子、賃貸料または同種の料金を考慮する前に、法人企業が生産から発生する黒字・赤字を計測するもの」(国連 93SNA)と定義される。なお、家計(個人企業)のそれは「混合所得」と定義される。これを受け、我が国の 93SNA においては、従来までの営業余剰のみの概念から、家計部門においては、新たに混合所得という概念を導入する。そのため、家計部門については、68SNA の営業余剰を以下のとおり分類する。

営業余剰：家計部門の「持ち家」分のみ

(概念上、雇用者報酬が存在しないため)

混合所得：賃金・俸給の受取という形式をとらない家計(個人企業)の経済活動ベースの営業余剰・混合所得から「持ち家分」を差し引いた残差(生産から生ずる余剰+労働報酬に関する要素)

3.16 営業余剰・混合所得は、企業の付加価値から「雇用者報酬」、「(補助金を控除した)生産・輸入品に課される税」、「固定資本減耗」を差し引いた残差として求められる。これは、概念的には、企業の営業活動を行った結果として企業が受け取る余剰利益分のことである。一国経済においては、所得の発生勘定の支払側に記録され、非金融法人企業、金融機関においては、営業余剰のみが第 1 次所得の配分勘定の受取側に記録される。家計においては、営業余剰(持ち家分)及び混合所得(持ち家以外の個人企業分)の双方が第 1 次所得の配分勘定の受取側に記録される。一般政府、対家計民間非営利団体は、非市場生産者であるため、営業余剰は存在しない。なお、93SNA においては、営業余剰・混合所得をはじめ、可処分所得、調整可処分所得、貯蓄といった所得支出勘定における各勘定のバランス項目について、それぞれネットアウトせず、固定資本減耗を含んだ「総」ベースと固定資本減耗を除いた「純」ベースの双方で記録している¹⁰。

社会保険制度 Social insurance schemes

3.17 社会保険制度とは、雇用者またはその他の負担者、その扶養家族または遺族のために、当期あるいは次期に社会保険給付を受けられることができるよう、雇用者、その他の者、またはその雇用者に代わる立場の雇主によって、社会負担金が支払われる制度」(国連 93SNA)と定義される。この社会保険制度の考え方は、68SNA に

¹⁰ 68SNA における営業余剰及び貯蓄は、93SNA 上の「純」ベースのみで表章されていた。

は位置付けられていなかった、民間により管理される制度を含む概念である。我が国の 93SNA においては、年金等の社会保障に係る取引（社会給付、社会負担）を所得支出勘定において詳細に記録している。なお、国連の 68SNA 勧告に基づいた我が国の 68SNA においては、社会保障に係る取引について、給付面では社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付、負担面では社会保障負担、無基金雇用者帰属社会負担という分類の下で、家計と一般政府、雇主（各制度部門）との間の取引に限定した形で記録していたが、93SNA においては、「社会保険制度」という SNA 上の新たな概念の導入に基づき、表 3 - 4 に示されるとおり、政府部門の社会保険制度を、社会保障制度、民間基金制度、無基金制度の 3 つに分割して整理している。

表 3 - 4 社会保険制度の位置付け

制度		定義
社会 保 険 制 度	社会保障制度	社会全体、あるいは社会の大きな部分を適用範囲とし、政府部門によって賦課され、支配され、そして資金供給される制度。
	民間基金制度 ^(注 1)	雇主からも雇用者からも独立の制度部門である保険企業または自律的年金基金 ^(注 2) に社会負担が払い込まれる形の制度。
	無基金制度	雇主が特別の準備を創設することなしに、その雇用者、退職者または扶養家族に雇主自身の源泉から社会保険給付を支払う制度。

(注 1) 93SNA 上は、この民間基金制度に含まれるものとして、さらに、雇主が自身の他の準備とは切り離された特別な準備を維持する形の制度（「非自律的年金基金」）を設けているが、我が国の体系ではこれに該当するものはないと考えられるため、取り上げていない。

(注 2) 自律的年金基金は、雇主あるいは雇主と雇用者によって共同で組織かつ管理される、特定の雇用者グループに対して退職後の所得を供与するために設立された独立の基金。我が国の体系上は「年金基金」と呼称される。

〔社会給付 Social benefit〕

3.18 社会給付とは、国連の 93SNA 上「家計によって受け取られる経常移転の中で、例えば、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転」と定義されている。我が国の 93SNA では、国連 93SNA の勧告のとおり、表 3 - 5 のとおり分類している。

3.19 社会給付は、社会保険制度に基づく社会保険給付（社会保障、年金基金、無基金）と、そうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類される。社会保険給付のう

ち、現物以外による社会給付（現金による社会保障給付）、年金基金による社会給付及び無基金雇用者社会給付は、いずれも所得の第2次分配勘定において記録される一方で、「現物社会給付」（パラグラフ 3.22）分は、現物所得の再分配勘定において記録される。また、社会扶助給付についても、現物によらないもの（現金によるもの）と現物によるものに分類している。ただし、本来はそれぞれ、所得の第2次分配勘定、現物所得の再分配勘定において分離して記録されるべきであるが、我が国の統計の制約上、社会扶助給付を現金と現物のものに区分することが不可能なため、全て社会扶助給付として所得の第2次分配勘定において記録している。

表3 - 5 社会給付及び社会負担の新旧対照

68SNAに基づく旧体系	93SNAに基づく新体系
<p>【給付】</p> <p>社会保障給付</p> <p>社会扶助金</p> <p>無基金雇用者福祉給付</p>	<p>【給付】</p> <p>(所得の第2次分配勘定)</p> <p>現金による社会保障給付</p> <p>年金基金による社会給付</p> <p>社会扶助給付</p> <p>無基金雇用者社会給付</p> <p>(現物所得の再分配勘定)</p> <p>現物社会移転</p> <p>現物社会給付</p> <p>払い戻しによる社会保障給付</p> <p>その他の現物社会保障給付</p>
<p>【負担】</p> <p>社会保障負担</p> <p>無基金雇用者福祉帰属負担</p>	<p>【負担】</p> <p>(所得の第2次分配勘定)</p> <p>現実社会負担</p> <p>雇主の現実社会負担</p> <p>雇主の強制的現実社会負担</p> <p>雇主の自発的現実社会負担</p> <p>雇用者の社会負担</p> <p>雇用者の強制的社会負担</p> <p>雇用者の自発的社会負担</p> <p>帰属社会負担</p>

(注)点線は、社会保障基金から年金基金に分類変更される厚生年金基金等にかかる社会負担と社会給付分を示す。

<現金による社会保障給付、年金基金による社会給付>

3.20 「現金による社会保障給付」には、社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるものが含まれる。具体的には、老齢年金（国民年金、厚生年金等）、雇用保険に基づく給付金等が該当する。68SNAにおいては、厚生年金基金等の年金給付を、便宜上、社会保障給付に含めていたが、厚生年金基金の分類を社会保障基金から年金基金に変更することにより、同給付分を「年金基金による社会給付」に含めることとした。「年金基金による社会給付」には、この他、適格退職年金による退職年金給付¹¹等が含まれる。

<無基金雇用者社会給付、社会扶助給付>

3.21 「無基金雇用者社会給付」には、68SNAにおける取扱いと同様に、雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金の支払等が含まれるほか、68SNAにおいて「その他の雇主負担」として雇用者所得の一部を構成していた退職一時金分を新たに記録している。「社会扶助給付」は、社会保険制度の枠組みの中での給付ではなく、政府部門（中央政府、地方政府）または対家計民間非営利団体が家計に対して支払う社会給付を指し、政府による生活保護、恩給、公費負担の医療給付分の支払等が含まれている。

<現物社会給付>

3.22 68SNAの「社会保障給付」に含まれていた医療保険給付分は、93SNAにおいて、「現金による社会保障給付」ではなく、現物社会移転の一項目である「現物社会給付」として、現物所得の再分配勘定において記録している。また現物社会給付は、社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う形での「払い戻しによる社会保障給付」と、関連するサービスを直接受給者（家計）に支給する形での「その他の現物社会保障給付」に細分化して記録している。

〔社会負担 Social contributions〕

3.23 社会負担とは、国連の93SNA上「社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実または帰属の支払い」と定義されている。我が国の93SNAにおいては、国連93SNAの勧告とおり、社会負担を表3-5（前出）に示されているとおり、「現実社会負担」と「帰属社会負担」に分類している。前者の「現実社

¹¹ 68SNA上では、適格退職年金による退職年金給付は、「その他の雇主負担」という形で雇用者所得の構成要素としており、所得支出勘定における経常取引には記録されていなかった。

会負担」は、さらに「雇主の現実社会負担」と「雇用者の社会負担」に分類している。「雇主の現実社会負担」とは、雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担を指し、同項目はさらに、社会保障基金に対する負担である「雇主の強制的現実社会負担」と、年金基金に対する負担である「雇主の自発的現実社会負担」に分けられる。雇主の現実社会負担は、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、我が国の 93SNA においては、雇用者報酬の構成要素の一つとして扱う。そのため、当該負担分を、まず第 1 次所得の配分勘定において記録し、同額を家計が所得の第 2 次分配勘定において一般政府ないし金融機関に支払われたかのように記録している。「雇用者の社会負担」は、雇用者本人¹²による社会保険制度を管理する基金に対する負担を指し、支払先によって「雇用者の強制的社会負担」(対社会保障基金)と「雇用者の自発的社会負担」(対年金基金)とに分けて記録している。なお「雇用者の自発的社会負担」は、実際に年金基金に対して雇用者が負担した額そのものではなく、以下の定義に基づき計算されたものを記録している。

$$\begin{aligned} \text{雇用者の自発的社会負担} &= \text{雇用者が年金基金に対して実際に負担した額} \\ &+ \text{追加負担 (保険契約者に帰属する財産所得のうち年金基金分)} \\ &- \text{サービス料 (年金基金の産出額)} \end{aligned}$$

また、「帰属社会負担」は、「無基金雇用者社会給付」が体系上、所得の第 2 次分配勘定における「雇用者報酬」の構成要素(「雇主の帰属社会負担」として第 1 次所得の配分勘定に記録されることから、家計による 2 重受取を回避するために設けられた項目である。具体的には、所得の第 2 次分配勘定における「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして記録している。

その他の経常移転 Other current transfers

3.24 「その他の経常移転」とは、所得の第 2 次分配勘定のうち、これまで説明してきた「所得・富等に課される経常税」(パラグラフ 3.14)及び「社会給付・負担の受払」(パラグラフ 3.18~3.23)以外の、一般政府間の経常移転や海外との経常移転の受払等が記録される。国連の 93SNA に基づく我が国の 93SNA においては、表 3 - 6 のとおり「その他の経常移転」に分類して記録している。

¹²国民年金、国民健康保険、農業者年金基金(いずれも社会保障基金)に対する自営業者の負担も「雇用者による強制的社会負担」に含まれる。

表3 - 6 その他の経常移転項目の新旧対照

旧体系	新体系
	その他の経常移転
損害保険純保険料	▶ (1) 非生命純保険料
損害保険金	▶ (2) 非生命保険金
その他の経常移転	(3) 一般政府内の経常移転【新設】
(1) 居住者から(に対する)もの	
(2) 海外から(に対する)もの	▶ (4) 経常国際協力
対家計民間非営利団体への経常移転	(5) 他に分類されない経常移転
罰金および強制的手数料	▶ a. その他の経常移転
	▶ b. 罰金
	▶ c. 家計最終消費支出へ

一般政府と海外部門との経常移転の受払の一部が「経常国際協力」として記録。
 その他部門と海外部門との受払は「他に分類されない経常移転」に含まれる。
 家計の支払う強制的手数料は、新体系では政府からのサービス購入として扱われ
 家計最終消費支出に記録される。

〔非生命純保険料 Net non-life insurance premiums〕

〔非生命保険金 Non-life insurance claims〕

3.25 第1は、非生命保険に係る取引項目である。非生命保険は、国連の68SNAに基づく我が国の体系において「損害保険」と呼ばれていたものであり、93SNAにおいては、生命保険以外の全てのリスク（事故、疾病、火災等）を網羅する概念である。このうち、その他の経常移転に含まれる「非生命純保険料」は、「保険契約者により当該会計期間中の保険のカバーを得るために支払われる実保険料（収入保険料）及び保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加の両方からなる『非生命保険料』から、サービス料を控除した額」（国連93SNA）であり、また、「非生命保険金」は「家計に対する社会給付の形での支払を除く、当該会計期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額」（国連93SNA）である。

3.26 所得の第2次分配勘定においては、損害保険会社等の非生命保険が属する「金融

機関の支払」側及び「全ての制度部門の受取」側に、新たな表章項目である「非生命保険金」(68SNAにおける「損害保険金」)を記録している。さらに、「金融機関の受取」側及び「全ての制度部門の支払」側に、新たな表章項目である「非生命純保険料」(68SNAにおける「損害保険純保険料」)を記録している。また、保険等に係るリスクコストである「非生命純保険料」については、既経過保険料ベースで捉え、「非生命保険金」と同額を記録する。また、「非生命保険金」は、支払事由発生(請求権発生)ベースで捉え、当期の正味支払保険金に支払備金純増額(未払い保険金に対する準備金の変動額)を加えた額(掛捨て保険に係る分のみ)を記録している。

〔一般政府内の経常移転 Current transfers within general government〕

3.27 第2は、一般政府のみに関係する経常移転項目である「一般政府内の経常移転」及び「経常国際協力」である。「一般政府内の経常移転」は、「異なる一般政府の内訳部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の経常移転」(国連93SNA)のことであり、一般政府の所得の第2次分配勘定の受取・支払双方に同額が記録される¹³。68SNAにおける所得支出勘定には、こうした一般政府部門間の経常移転が記録されていなかった。この「一般政府内の経常移転」には、「中央政府 地方政府」へと移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、「中央政府 社会保障基金」へと移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等、「地方政府 中央政府」へと移転される補助費等からなる経常的移転が含まれる。

〔経常国際協力 Current international cooperation〕

3.28 一方、「経常国際協力」は、「異なる国の政府間あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転」(国連93SNA)のことであり、我が国68SNAにおいては、一般政府の所得支出勘定における「その他の経常移転、海外に対するもの/海外からもの」の項目に含まれていたものである。同項目は、国際収支統計における「公的部門の経常移転収支」のうち「無償資金協力」及び「国際機関分担金」と統合的な概念であり、他国に対する食料増産等援助費や経済開発等援助費等の無償資金協力、国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金の支払・回収等が含まれる。

¹³ 中央政府の受取 + 地方政府の受取 + 社会保障基金の受取
= 中央政府の支払 + 地方政府の支払 + 社会保障基金の支払

〔他に分類されない経常移転 Miscellaneous current transfer〕

- 3.29 以上の項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の経常移転については、「他に分類されない経常移転」の内訳項目として記録される。同項目は大きく、「その他の経常移転」と「罰金」からなる。
- 3.30 「罰金」については、国連の 93SNA 上は、特に定義はないが、一般的に「家計や企業が政府に対して支払う種々の規則違反による支払」を指すこととしている。なお、68SNA で家計の所得支出勘定に罰金とともに記録されていた「強制的手数料」(自動車免許交付料、旅券手数料等)については、国連の 93SNA 基準において「車両、船舶または航空機の所有・使用に関する免許についての家計の支払は税として取扱うが、その他の全ての種類の免許、許可、証明書、旅券等の支払はサービスの購入として取扱われ、家計の消費支出に含まれる」(国連 93SNA)として扱うことを受け、我が国の 93SNA でも、家計による政府サービス生産者からのサービスの購入として「家計最終消費支出」に含めている。
- 3.31 一方、「その他の経常移転」には、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、他の項目で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる(ただし、罰金を除く)。なお、68SNA においては、「金融機関等による不良債権の償却」を、「その他の経常移転」の受払として記録していたが、93SNA においてはこうした償却分を「調整勘定」において記録することになったため、経常移転としては扱っていない(パラグラフ 2.9 参照)。また、前述したとおり、建設サービスの輸出入、特許権使用料及び類似の支払については、我が国の 93SNA 上と『国際収支統計』(BOP)とで記録方法が異なる。さらに、投資収益の「金融派生商品」分については、ストック関係の勘定・金融取引表に移し替えたことから、その分だけ『国際収支統計』(BOP)とは差異が生じている(パラグラフ 2.16 参照)。

現物所得の再分配所得 The redistribution of income in kind account

- 3.32 現物所得の再分配勘定は、所得の第 2 次分配勘定で導出された「可処分所得」をもとに、「現物社会移転」の受払を記録し、最終的に「調整可処分所得」というバランス項目を導く勘定である。なお、「現物社会移転」は、国連 93SNA にあるとおり、一般政府、対家計民間非営利団体から家計に移転されるものとされ、我が国においても同勘定は、これら 3 制度部門の勘定についてのみ記録される。

〔可処分所得 Disposable income〕

3.33 国連の示した 93SNA においては、所得の第 2 次分配勘定に表章される「可処分所得」を、各制度部門の所得の第 2 次分配勘定におけるバランス項目として、以下のとおり導出している。

$$\begin{aligned} \text{可処分所得} &= \text{第 1 次所得バランス} \\ &+ \text{所得・富等に課される経常税の受払} \\ &+ \text{社会給付・社会負担の受払} \\ &+ \text{その他の経常移転の受払} \end{aligned}$$

3.34 我が国の 93SNA における可処分所得は、68SNA における可処分所得¹⁴と比較して、主に次の 2 点において概念的に大きく異なっている。第 1 に、93SNA においては、医療保険給付や教科書購入費といった現物社会移転(の一部)を可処分所得に含んでいないことである。まず、医療保険給付は、前述したように、68SNA 体系においては社会保障給付の一部として、また、教科書購入費は、68SNA 体系においては「その他の経常移転」の一部として、それぞれ、一般政府の支払、家計の受取に記録されており、「可処分所得」の一部として扱っていた。しかし、93SNA 上、これらは共に、「現物社会移転」として、所得の第 2 次分配勘定ではなく、「現物所得の再分配勘定」において記録されることとなった。また、第 2 には、前述したとおり、「金融機関等による不良債権の償却相当額」は、93SNA において、所得支出勘定の「経常移転」として記録せず、ストックとしての「調整勘定」に記録することになった。

< 現物社会移転 Social transfers in kind >

3.35 現物社会移転とは、「政府単位(社会保障基金を含む)及び対家計非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは政府または対家計非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出物として生産したもの」(国連 93SNA)を指す新たな SNA 上の概念である。この現物社会移転の内訳は、「現物社会給付」と「個別的な非市場財・サービスの移転」の 2 項目からなる。前者の「現物社会給付」は、社会保障基金による医療保険給付であり、一般政府と家計の間でのみ取引が行われる。この項目はさらに、「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に分かれ、社

¹⁴ 68SNA においては、可処分所得は、家計の所得支出勘定に参考表示されているのみであり、他制度部門には記録されていないが、ここでは、可処分所得 = 要素所得(雇用者所得、営業余剰等) + 財産所得の受払い + 経常移転の受払い = 最終消費支出 + 貯蓄と考え、93SNA との比較を行う。

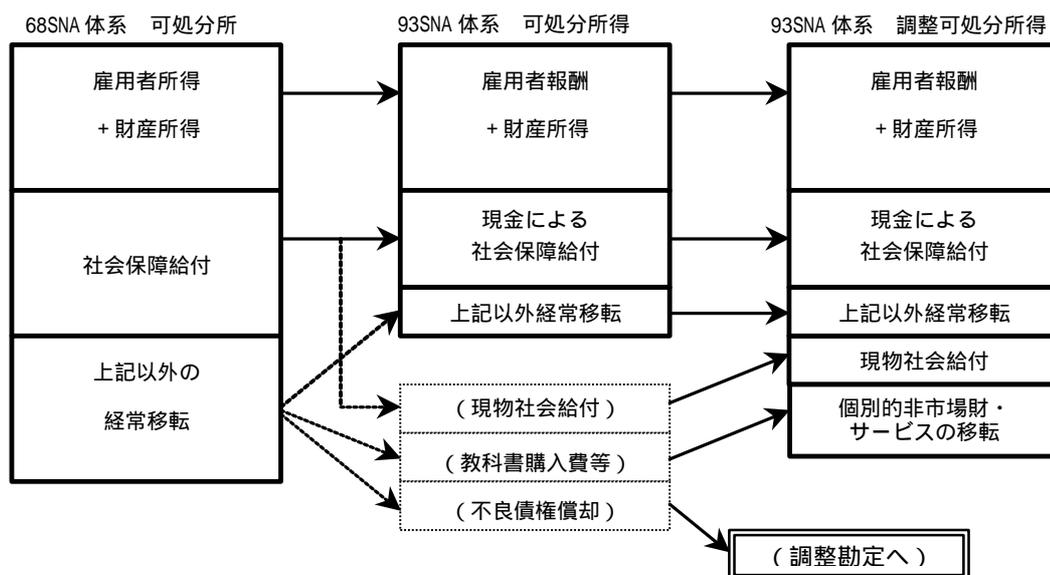
会保障基金による医療保険給付のうち、前者は高額医療・出産給付金が、後者は国民健康保険等による医療保険給付分及び老人保健給付分が含まれる。一方、後者の「個別的な非市場財・サービスの移転」は、家計に対して、無料または意味のない価格で、一般政府または対家計民間非営利団体といった非市場生産者によって提供されるサービスのことであり、具体的には、一般政府から家計に移転される教科書購入費、児童保護費等負担金（公立保育園分）、対家計民間非営利団体から家計に移転される私立学校や労働組合などの寄付金・加入費が含まれる。なお、こうした個別の家計への移転は、「個別的サービス」と呼ばれ、一般政府が社会全体ないし社会の大部分に対して供給する「集合的サービス」とは区別されるものである。すなわち、一般政府は、保険給付、教育等の個別的サービスと同時に、防衛、外交等の集合的サービスとに分類して記録されることになる。また、対家計民間非営利団体は、集合的サービスは存在せず、家計に対する個別的サービスのみを提供するという扱いを行い、対家計民間非営利団体の「個別的な非市場財・サービスの移転」額を、民間最終消費支出のうちの「対家計民間非営利団体最終消費支出」として計上している。

〔調整可処分所得 Adjusted disposable income〕

- 3.36 現物所得の再分配勘定のバランス項目として導出される「調整可処分所得」は、「可処分所得 + 現物社会移転の受払」として定義される。すなわち、制度部門別にみると、家計部門の調整可処分所得は、「可処分所得」に「現物社会移転受取」を加えたものに等しく、一般政府、対家計民間非営利団体のそれぞれの制度部門の調整可処分所得は、「可処分所得」から各々の「現物社会移転支払」を除いたものに等しい。
- 3.37 家計の調整可処分所得を設けることの意義について、国連の 93SNA は、「ある構成員の必要性または欲求を満たす目的のために、家計の現金を減らしたり、その他の資産を処分したり、あるいは負債を増やしたりすることなしに消費することのできる最大限の最終消費財・サービスを測定するもの」と説明している。さらに、「その消費可能性は、消費財・サービスに使うことができる最大金額（その可処分所得）ばかりでなく、政府単位または対家計非営利団体から現物社会移転として受け取る消費財・サービスによっても決定される性格のものであること」としている。
- 3.38 なお、調整可処分所得を 68SNA における可処分所得と比較すると、現物社会移転のうち、現物社会給付・教科書購入費以外の部分は現物社会移転のみに含まれる

が、前者には、金融機関等による不良債権償却分が含まれないといった相違がある（家計における 68SNA の可処分所得、93SNA の可処分所得、調整可処分所得の比較については図 3 - 7 参照）。

図 3 - 7 家計の「可処分所得」概念の比較



所得の使用勘定 Use of income account

3.39 所得支出勘定の詳細化により、所得の第 2 次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、消費と貯蓄の配分が把握される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定のバランス項目である調整可処分所得をもとに消費と貯蓄の配分が把握される「調整可処分所得の使用勘定」の 2 種類の「所得の使用勘定」が作成される¹⁵。これらは、「勘定系列中の連続する 2 勘定でもなく、階層的な関係のものでもない、異なった分析目的または政策目的に役立つ並列的な勘定である」（国連 93SNA）と位置付けられる。

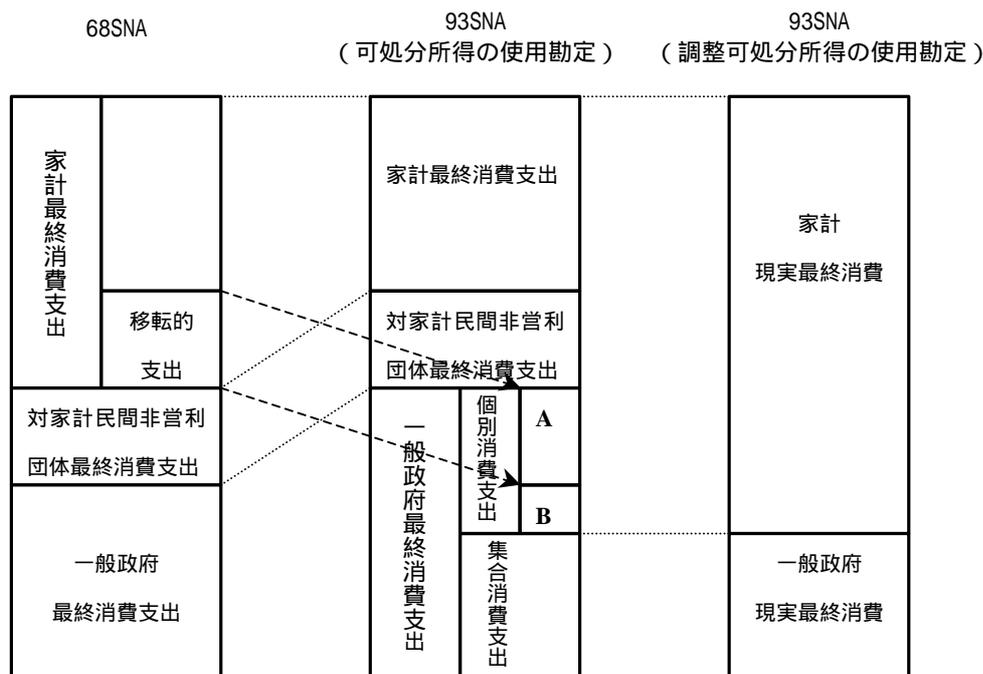
〔消費概念の 2 元化：最終消費支出と現実最終消費〕

〔Final consumption expenditure and actual final consumption〕

¹⁵ なお、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の各制度部門については、現物社会移転が存在するため、所得の使用勘定が 2 種類存在するが、非金融法人企業及び金融機関の両部門については、現物社会移転がないため、可処分所得の使用勘定のみが記録される。

- 3.40 所得の使用勘定に記録される一般政府や家計等の消費には、その源泉が可処分所得か調整可処分所得かによって、2つの概念、すなわち「最終消費支出」と「現実最終消費」が存在する。「最終消費支出」は、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、「可処分所得の使用勘定」の支払側に記録される。一方、「現実最終消費」は、各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものであり、「調整可処分所得の使用勘定」の支払側に記録される。具体的には、「現実最終消費」は、「最終消費支出」に「現物社会移転の受払」を加味したものである。
- 3.41 各制度部門毎に最終消費支出と現実最終消費の関係は、図3-8のとおりである。なお、家計の最終消費支出には、国連68SNAの勧告に従った我が国の68SNA体系での扱いと同様、持ち家の帰属家賃や農家の自家消費等の帰属計算も含まれている。

図3-8 消費概念の2元化（概念図）



A は一般政府からの移転的支出（医療費のうち社会保障基金からの給付分及び教科書購入費）に一致
 B は教育や保健衛生等の政府の個別的サービス活動に関する消費支出分を示す。

$$\begin{aligned}
 \text{家計現実最終消費} &= \text{家計最終消費支出} + \text{現物社会移転の受取} \\
 &= \text{家計最終消費支出} + \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} \\
 &\quad + \text{一般政府最終消費支出（個別消費支出分）} \\
 \text{一般政府現実最終消費} &= \text{一般政府最終消費支出} - \text{現物社会移転の支払} \\
 &= \text{一般政府最終消費支出} - \text{一般政府最終消費支出（個別消費支出分）}
 \end{aligned}$$

= 一般政府集合消費支出

対家計民間非営利団体現実最終消費

= 対家計民間非営利団体最終消費支出 - 現物社会移転の支払

= 対家計民間非営利団体最終消費支出 - 対家計民間非営利団体個別消費支出

= 0

対家計民間非営利団体最終消費支出には集会的サービスが存在しないため、その最終消費支出がそのまま同制度部門の個別消費支出となる(パラグラフ 3.35 参照)

3.42 93SNA における家計の最終消費支出と 68SNA における家計の最終消費支出を比較すると、現物社会移転のうち医療保険給付分(現物社会給付)及び教科書購入費(個別的な非市場財・サービスの移転)等の一般政府からの移転的な支出の分だけ異なる。家計と一般政府について、93SNA の最終消費支出と 68SNA のそれとの概念的な関係¹⁶を見ると以下のようなになる。

93SNA : 家計最終消費支出 = (68SNA)家計最終消費支出 - 一般政府からの移転的な支出

93SNA : 一般政府最終消費支出 = (68SNA)一般政府最終消費支出 + 家計への移転的な支出

〔年金基金年金準備金の変動〕

3.43 所得の使用勘定におけるもう一点大きな特徴は、家計の受取側及び金融機関の支払側に「年金基金年金準備金の変動」を記録していることである(図 3 - 9 参照)。93SNA においては、所得の第 2 次分配勘定の中で、金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金(金融機関)へ払い込む自発的社会負担が経常取引として記録される。93SNA においては、金融機関及び家計の「資本調達勘定」の金融取引表において、年金基金が管理する年金準備金を、生命保険が管理する準備金と同じように、家計が所有している金融資産、すなわち、貯蓄として扱うものとしている¹⁷。しかしながら、この年金基金としての取扱いは、特に、受け取る年金を経常移転の形態による所得としてみる傾向がある年金受給者の家計の認識とは一致しないことになる。実際、社会保障制度の下で受け取る年金は、経常移転として扱われているところであり、この扱いが年金制度の下で受け取る年金の扱い(金融資産)とは異なっている。このため、年金負担額と年金受取額との差額、すなわち、「移転」支払が「移転」受取を超過する分を調整

¹⁶ なお、ここでは一般政府や対家計民間非営利団体に属する機関の格付け変更(分類変更)による影響を考慮していないため、必ずしも額の増減を表しているとは限らないことに注意されたい。

¹⁷ このことは、パラグラフ 2.28 及び 2.29 で述べたように、年金基金に分類される年金制度が、負担と給付がリンクしている(積立方式による運営されている)という条件を満たすこととも整合的である。

項目（経常移転分）として一旦設け、年金負担と年金給付が所得の第2次分配勘定に経常移転として記録されていなかった場合と同じ貯蓄額（金融資産分）に戻すよう記録する。具体的には、以下の式で定義される「年金基金年金準備金の変動」を導入し、家計の受取側、金融機関の支払側に記録することとしている。

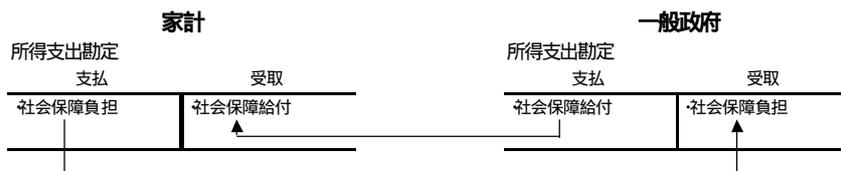
年金基金年金準備金の変動

$$= \text{雇主の自発的現実社会負担} + \text{雇用者の自発的現実社会負担} - \text{年金基金による社会給付}$$

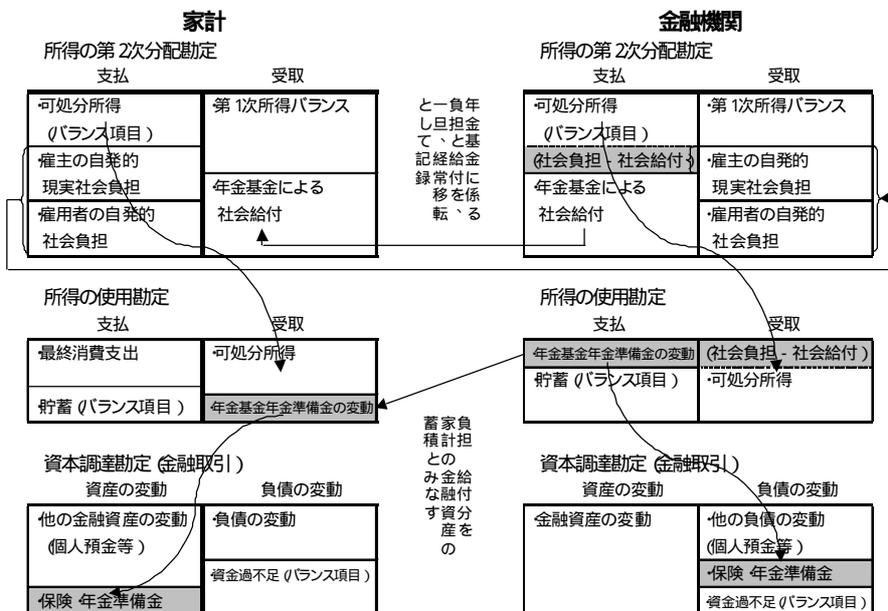
所得の使用勘定において年金基金年金準備金の変動額を記録することにより、年金基金を社会保障基金から分離し、家計と金融機関との貯蓄の取引としてより明確に記録することとしている。

図3-9 年金基金年金準備金の変動の取扱い

<68 SNA>



<93 SNA>



年金基金に関する取引のみを記載している。

(補論2) 国民総所得 (GNI) Gross National Income について

93SNA の体系においては、国民総生産 (GNP) に代わる概念として、国民総所得 (GNI) を用いることとしている。すなわち、国連 93SNA によれば、「生産者の立場としての全ての居住制度単位の総付加価値を合計し、更に居住生産者の産出及び付加価値の価額に含まれていない生産または輸入品に対する税マイナス補助金の価額を加えることによって得られる生産測度としての国内総生産 (GDP)」と「(各制度部門別の) 第 1 次所得の総バランス項目をすべて合計し集計した所得測度としての国民総所得 (GNI)」とを区別するよう求めている。

これを受け、我が国の新しい 93SNA においても、従来なされてきた生産測度としての国民概念である国民総生産 (GNP) を改め、所得測度としての国民概念である国民総所得 (GNI) に変更した。一方、生産測度としての国内概念である GDP (国内総生産) については、従来どおり扱われる。所得測度で国民概念を用い、生産測度で国民概念を用いない理由は、居住者が非居住者から受け取るものとして体系に記録されるものが、生産物ではなく所得 (海外からの純所得) だからである。

ここで注意すべきは、国民総所得 (GNI) は、概念上、各制度部門別の第 1 所得バランスを全て合計することによって求められるが、統合勘定に表章されている国民総所得 (GNI) とは、実際は一致していないということである。これは、我が国の国民経済計算が、旧来、統合勘定にあった国民総生産 (GNP) をコモディティー・フロー法を基礎として推計される支出系列からの国内総支出 (GDE) に海外からの所得の純受取を加えたものとして計上して国民総生産 (GNP) を算出してきたことに由来する。我が国 93SNA 上の統合勘定においても、表章されている国民総所得 (GNI) については、これまでの統計の継続性を考え、国民総生産 (GNP) に相当する国民総所得 (GNI) を

$$\text{国民総所得 (GNI)} = \text{国内総支出 (GDE)} + \text{海外からの純所得}$$

と表す。上記式において、所得概念ではない国内総支出 (GDE) を用いているのは、我が国の統計実態からみて支出系列を国民経済計算体系の中心に据えているためである。

ここで、国内総支出 (GDE) と国内総生産 (GDP) は、概念的に一致するものであるが、推計方法の違いにより、必ずしも一致するものではないため、別途、両者が一致するように「統計上の不突合」を表章している。これを踏まえれば、上記式は、別途、以下の式でも表される。

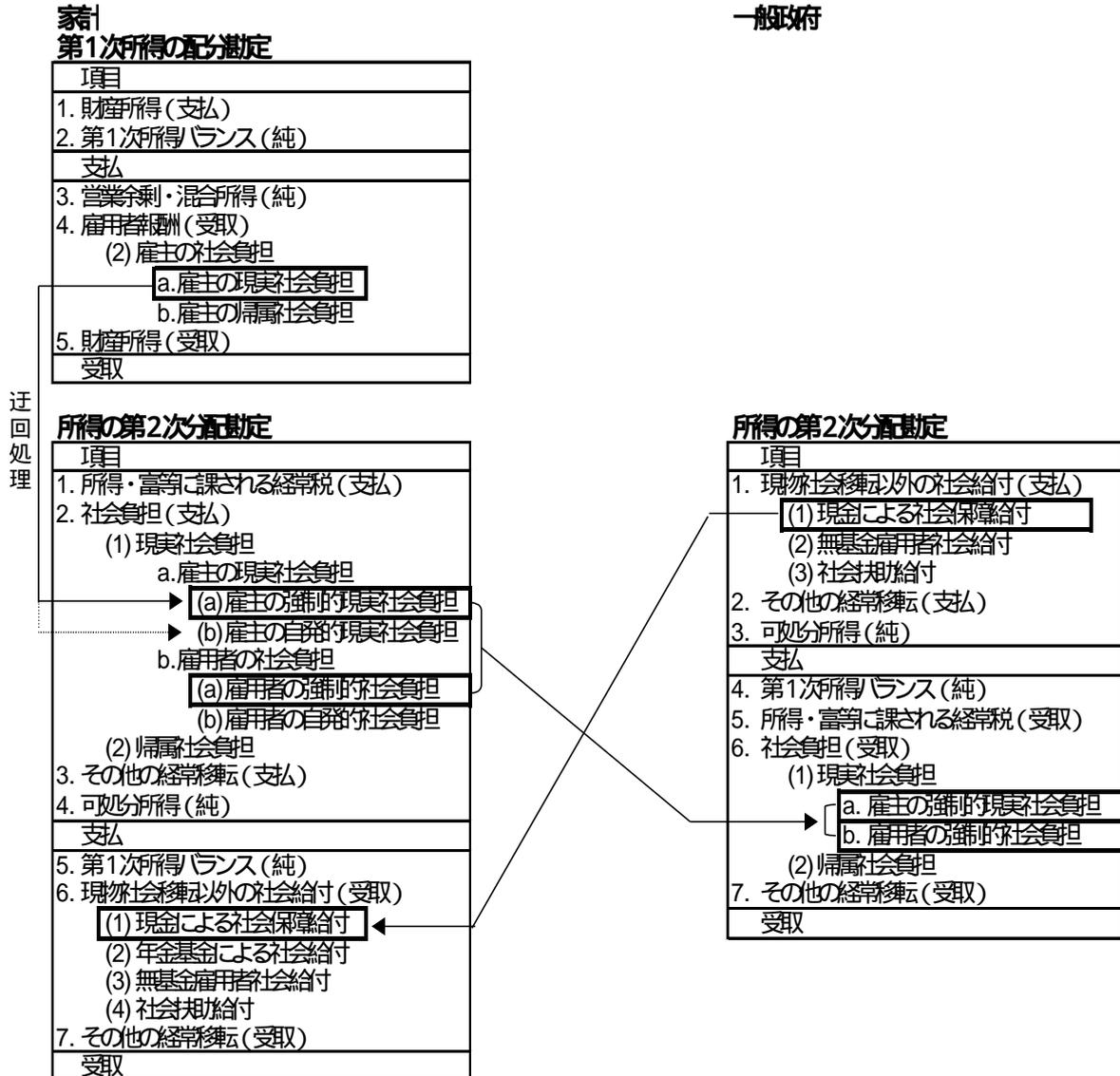
$$\text{国民総所得 (GNI)} = \text{国内総生産 (GDP)} + \text{統計上の不突合} + \text{海外からの純所得}$$

なお、本来の国民総所得 (GNI) を表す所得測度の「各制度部門の第 1 所得バランスの合計」については、「一国の所得の発生勘定」において表章している。

(補論3) 社会保障・年金基金の記録について(勘定の記録方法)

本節で説明をした社会保障制度及び年金基金について、その勘定の記録方法を図解すると次のとおりである。

社会保障(年金)の記録



年金基金の記録

家計
第1次所得の配分勘定

項目
1. 財産所得(支払)
2. 第1次所得(純)
支払
3. 営業余剰・混合所得(純)
4. 雇用者報酬(受取)
(2) 雇主の社会負担
a. 雇主の現実社会負担
b. 雇主の帰属社会負担
5. 財産所得(受取)
(3) 保険契約者に帰属する財産所得
受取

金融機関
第1次所得の配分勘定

項目
1. 財産所得(支払)
(4) 保険契約者に帰属する財産所得
2. 第1次所得(純)
支払
3. 営業余剰(純)
4. 財産所得(受取)
受取

家賃

所得の第2次配分勘定

項目
1. 所得・富等に課される経費税(支払)
2. 社会負担(支払)
(1) 現実社会負担
a. 雇主の現実社会負担
(a) 雇主の顕微的現実社会負担
(b) 雇主の自給的現実社会負担
b. 雇用者の社会負担
(a) 雇用者の顕微的社会負担
(b) 雇用者の自給的社会負担
(2) 帰属社会負担
3. その他の経費繰延(支払)
4. 可処分所得(純)
支払
5. 第1次所得(純)
6. 現物社会負担以外の社会給付(受取)
(1) 現金による社会保険給付
(2) 年金基金による社会給付
(3) 無基金雇用者社会給付
(4) 社会福祉給付
7. その他の経費繰延(受取)
受取

所得の第2次配分勘定

項目
1. 所得・富等に課される経費税(支払)
2. 現物社会負担以外の社会給付(支払)
(1) 年金基金による社会給付
(2) 無基金雇用者社会給付
3. その他の経費繰延(支払)
4. 可処分所得(純)
支払
5. 第1次所得(純)
6. 社会負担(受取)
(1) 現実社会負担
a. 雇主の自給的現実社会負担
b. 雇用者の自給的社会負担
(2) 帰属社会負担
7. その他の経費繰延(受取)
受取

迂回処理

追加負担

可処分所得の使用勘定

項目
1. 最終消費支出(個別消費支出)
2. 貯蓄(純)
支払
3. 可処分所得(純)
4. 年金基金年金準備金の変動(受取)
受取

可処分所得の使用勘定

項目
1. 年金基金年金準備金の変動(支払)
2. 貯蓄(純)
支払
3. 可処分所得(純)
受取

年金基金から家計への繰取り時: 負担・給付の差額

サービス消費

社会保障（医療）の記録

家計

第1次所得の配分勘定

項目
1. 財産所得（支払）
2. 第1次所得バランス（純）
支払
3. 営業余剰・混合所得（純）
4. 雇用者報酬（受取）
(2) 雇主の社会負担
a. 雇主の現実社会負担
b. 雇主の帰属社会負担
5. 財産所得（受取）
受取

迂回処理

所得の第2次配分勘定

項目
1. 所得・富等に課される経常税（支払）
2. 社会負担（支払）
(1) 現実社会負担
a. 雇主の現実社会負担
(a) 雇主の強制的現実社会負担
(b) 雇主の自発的現実社会負担
b. 雇用者の社会負担
(a) 雇用者の強制的社会負担
(b) 雇用者の自発的社会負担
(2) 帰属社会負担
3. その他の経常移転（支払）
4. 可処分所得（純）
支払
5. 第1次所得バランス（純）
6. 現物社会移転以外の社会給付（受取）
(1) 現金による社会保障給付
(2) 年金基金による社会給付
(3) 無基金雇用者社会給付
(4) 社会扶助給付
7. その他の経常移転（受取）
受取

自己負担分

可処分所得の使用勘定

項目
1. 最終消費支出（個別消費支出）
2. 貯蓄（純）
支払
3. 可処分所得（純）
4. 年金準備金（受取）
受取

現物所得の再配分勘定

項目
1. 調整可処分所得（純）
支払
2. 可処分所得（純）
3. 現物社会移転（受取）
(1) 現物社会給付
a. 払い戻しによる社会保障給付
b. その他の現物社会保障給付
(2) 個別的非市場財・サービスの移転
受取

調整可処分所得の使用勘定

項目
1. 現実最終消費（現実個別消費）
2. 貯蓄（純）
支払
3. 調整可処分所得（純）
4. 年金準備金（受取）
受取

！負担 + ！保障基金の給付

一般政府

所得の第2次配分勘定

項目
1. 現物社会移転以外の社会給付（支払）
(1) 現金による社会保障給付
(2) 無基金雇用者社会給付
(3) 社会扶助給付
2. その他の経常移転（支払）
3. 可処分所得（純）
支払
4. 第1次所得バランス（純）
5. 所得・富等に課される経常税（受取）
6. 社会負担（受取）
(1) 現実社会負担
a. 雇主の強制的現実社会負担
b. 雇用者の強制的社会負担
(2) 帰属社会負担
7. その他の経常移転（受取）
受取

可処分所得の使用勘定

項目
1. 最終消費支出
(1) 個別消費支出
(2) 集合消費支出
2. 貯蓄（純）
支払
3. 可処分所得（純）
受取

現物所得の再配分勘定

項目
1. 現物社会移転（支払）
(1) 現物社会給付
a. 払い戻しによる社会保障給付
b. その他の現物社会保障給付
(2) 個別的非市場財・サービスの移転
2. 調整可処分所得（純）
支払
3. 可処分所得（純）
受取

